

# 職場研修推進委員会主催 研修会

## 介護保険サービスと障害者福祉サービス



### 最後に・・・（おさらい）

高齢部門のサービス⇒介護保険法  
障害部門のサービス⇒障害者総合支援法

介護保険法・・・自立支援、利用者本位のサービス  
障害者総合支援法・・・基本的人権の尊重、社会参加

『質の向上』 『地域共生社会の実現』

令和6年5月21日（火）、義明苑デイサービスフロアにて、義明苑事務所 池山事務リーダーが講師となり、貴重なお話をさせていただきました。令和6年度法改正について、介護・障害それぞれの改正内容について、わかりやすく教えていただきました。令和6年度改正で介護・障害共通しているのは“質の向上”です。“地域共生社会”の実現に向けて、高齢者、障害者の垣根を越え、私たちの力を合わせていくことの大切さをあらためて感じました。講師をつとめて頂いた池山事務リーダー、どうもありがとうございました。